

まちと人の想いが交わる情報交差点

広 報 甲 佐

9 September 2026
No.686



特集

令和8年熊本地震 各種支援制度について

●甲佐町独自 物価高騰対策支援「農家等や事業者へ応援金を支給します」

広報こうさ R8.9

CONTENTS

- 02 目次／人のうごき
- 03 令和8年熊本地震関連 各種支援制度について
- 08 甲佐町独自支援 物価高騰対策支援のお知らせ
- 10 健康だより／甲佐町フィットネスセンター
- 11 スマイル／休日当番医／休日当番薬局／子育てカレンダー
- 12 図書室へ行こう
- 13 文化財探訪／人権
- 14 甲佐のまちづくり／甲佐高校通信
- 15 イベントカレンダー
- 16 町からのお知らせ
- 18 暮らしの情報
- 22 うたごよみ
- 23 甲佐の野菜で作ってみよう！
- 24 Kosa Style 池田製菓舗 西 輝幸さん

—— 表紙の写真 ——



今月の表紙は、船津区の子ども会の皆さん。種からまいて、大きく育ったひまわりでいっぱい畑に作られた大きな迷路を、思いっきり駆けまわっていました。地震の被害も大きかった地区ですが、ひまわりのように明るい元気な笑顔を見せてくれた子どもたち。この笑顔で皆さんの心も元気になれば嬉しいです。

🌱 町からの情報をお届けしています 🌱



@ InfoCanal



ウェブサイト



LINE



instagram



facebook



X (旧) twitter

町の情報を受け取れる防災アプリ「@ InfoCanal (インフォカナル)」の登録をお忘れなく！



🌱 人のうごき（7月31日現在） 🌱

総人口

9,666人 男 4,660人／女 5,006人

前月比

-24人 男 -10／女 -14

○出生 1人 ○死亡 10人
○転入 20人 ○転出 35人

総世帯数

4,391世帯 前月比 -2

各種支援制度について（続報）

8月17日(月)に発行した号外第2報で、令和8年熊本地震に関する支援制度についてお知らせしました。本号では、第2報からの続報を掲載します。

最新の情報については、防災アプリ「infoCanal」や町公式ウェブサイトで発信しています。

各種支援申請・相談窓口

受付日時

平日の午前9時～午前11時30分

午後1時30分～午後4時30分

※9月5日(土)、6日(日)、13日(日)、
20日(日)、27日(日)は窓口を開設します。

場所

町生涯学習センター（町役場内）研修室

※受付順で申請や相談を受け付けますので、研修室
入口で受付をお願いします。

支援窓口（研修室）で受け付ける支援制度

被災家屋等の公費解体
災害ごみ
被災した浄化槽の入れ替え
住宅応急修理
道路の障害物撤去

被災者生活再建支援金
法律相談、消費生活相談、こころの健康相談
家の被害に伴う住まいの再建の意向調査
住まいの確保（町営住宅）の相談
賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
建設型仮設住宅への入居

※その他の支援については、各担当課および相談先へお問い合わせください。

「り災証明書」の申請 （住家および小屋、倉庫、店舗、事務所、空き家、公民館、集会所など）

「り災証明書」は、災害により被害を受けた家屋などの被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を町が証明するものです。

この「り災証明書」は、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

※小屋、倉庫、店舗、事業所、空き家、公民館、集会所などの公費解体を希望する方は、それぞれ
について「り災証明書」で「半壊」以上の判定が必要です。町役場の窓口で申請をお願いします。

※「り災証明書」の内容説明も、ギャラリーモールで受付を行います。

申請受付場所

町役場1階
ギャラリーモール
(担当:税務課 ☎096-234-1112)



▲町公式ウェブサイト
「り災証明書の発行申請に
ついて（住家）」



▲町公式ウェブサイト
「り災証明書の発行申請について
（小屋、倉庫、店舗、事務所など）」

経済的支援に関すること

被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため支援金が支給されます。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:福祉課 ☎096-234-1114)



▲町公式ウェブサイト

生活福祉支援金（緊急小口資金） 特例貸付

令和8年熊本地震により被災された方で、当座の生活費を必要とする世帯に、1世帯1回限り10万円を限度に、資金の貸し付けを無利子で行います。

申請受付場所

町社会福祉協議会
☎096-234-1192

(担当:福祉課 ☎096-234-1114)



▲社協ウェブサイト

住まいの確保・再建のための支援

住宅の応急修理

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について、限度額内で応急的な修理を行い（町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払い）、元の住家に引き続き住めるようにするものです。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:建設課 ☎096-234-1183)



▲町公式ウェブサイト

災害ボランティアの派遣と募集

災害により被害を受けた家屋内外の片付けなどをお手伝いします。

また、ボランティアとして活動していただく方を募集しています。

申請受付場所

町社会福祉協議会
☎096-234-1192

(担当:福祉課 ☎096-234-1114)



▲社協ウェブサイト

被災した浄化槽の入れ替え

災害により被災した浄化槽や便槽を、新しい合併処理浄化槽に転換または入れ替えを行う場合、補助金を交付します。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:環境衛生課 ☎096-234-1169)



▲町公式ウェブサイト

道路の障害物の撤去

地震により被災し、町道や里道に転倒したガレキやブロック塀などの除去を行います。

また、倒壊の恐れによる二次被害防止のためブロック塀等の除去も行います。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:建設課 ☎096-234-1183)



▲町公式ウェブサイト

住まいの確保（町営住宅）の相談について

令和8年熊本地震により被災し、町内で住まいを失われお困りの方へ、住まいの確保（町営住宅）の相談を行います。

相談受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:建設課 ☎096-234-1183)



▲町公式ウェブサイト

被災家屋等の公費解体

被災した家屋等（住家、事業所、店舗、倉庫など）の解体・撤去を希望する所有者等の負担を軽減するため、公費解体（解体撤去費用の免除）を実施します。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:環境衛生課 ☎096-234-1169)



▲町公式ウェブサイト

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図ります。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:福祉課 ☎096-234-1114)



▲町公式ウェブサイト

住まい再建の意向調査

災害により著しい被害を受けた方で、住まいの再建方法および町の公営住宅等への入居希望についてお尋ねする調査です。仮住まい等が必要な方は、調査票の提出をお願いします。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:住民生活課 ☎096-234-1113)



▲町公式ウェブサイト

仮設住宅等の入居者募集

震災により住家を失われた方に対し、町営住宅や定住促進住宅、建設型仮設住宅の入居者を募集します。

募集住宅

- 町営住宅（入居期間：永続）
 - ・甲佐団地（豊内789番地） 1戸
 - ・乙女団地（田口3937番地） 1戸
 - ・白旗団地（芝原950番地） 1戸
- 町営住宅（入居期間：短期）
 - ・浅井団地（下横田1511番地1） 1戸
 - ・立岩団地（大町120番地1） 3戸
 - ・早川第1団地（糸田84番地） 2戸
- 定住促進住宅（入居期間：定住）
 - ・サンコーポラス甲佐 2戸
(緑町275番地13)
- 建設型仮設住宅（入居期間：2年以内）
 - ・乙女仮設団地 20戸
(田口383番地2 宇城鉄筋協同組合付近)

募集期限

9月11日（金）

※受付時間は、平日午前9時～午前11時30分

午後1時30分～午後4時30分

※9月5日（土）、6日（日）は受付を行います。

※入居開始日や入居対象者、申請に必要なものなどは募集住宅によって異なりますので、詳しくは建設課または総合相談窓口にお尋ねください。

※応募者多数の場合は、抽選となります。

申請受付場所

町生涯学習センター
研修室

(担当:建設課 ☎096-234-1183)



▲町公式ウェブサイト

生活面への支援

災害ごみ

令和8年熊本地震により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

※持ち込み時に「り災証明書」または「被災証明書」の提示が必要です。

※9月は毎週火・金・土曜日のみ開設し、9月19日（土）で終了します。

仮置き場

旧白旗グラウンド
(早川2100番地2)

(担当:環境衛生課 ☎096-234-1169)



▲町公式ウェブサイト

学用品の給付

被災した児童、生徒が喪失または損傷した学用品で、就学に支障となるものの給付を行います。

申請受付場所

学校教育課
(町役場1階)

☎096-234-0102



▲町公式ウェブサイト

心配ごとなどの相談窓口

法律・人権・行政・心配ごと相談

町民の生活における不安や心配ごとの相談を受け付けます。

消費生活相談

災害に便乗した悪質商法や賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を受け付けます。

こころの健康相談

災害後に起こる、さまざまな心の不調などを電話やSNSで受け付けます。

各種無料相談

弁護士や司法書士に無料で相談できる窓口を開設しています。

担当課

福祉課
(町役場1階)

☎096-234-1114



▲町公式ウェブサイト

各種免除・支払い猶予など

各種証明書等の無料交付

被災された方が、各種支援を受けるために必要な証明書の発行、マイナンバーカードの再交付、旅券（パスポート）の発行申請を役場で行う場合、無料で交付します。

申請受付場所

住民生活課
(町役場1階)

☎096-234-1113



▲町公式ウェブサイト

国民健康保険と後期高齢者医療の一部負担金の支払い猶予・免除

地震により被災した方は、マイナ保険証等や現金がなくても医療機関等を受診できます。

相談受付場所

住民生活課
(町役場1階)

☎096-234-1113



▲町公式ウェブサイト

介護サービス利用料の免除

地震により被災した方は、介護サービス事業所等で支払う介護サービス利用料が免除されます。

相談受付場所

福祉課
(町役場1階)

☎096-234-1114



▲町公式ウェブサイト

事業者に関すること

中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口

地震により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、甲佐町商工会では、下記のとおり「特別相談窓口」を開設しています。

事業の継続や資金繰りに関するご相談の他、経営上の不安や今後の対応に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。

相談受付場所

町商工会

☎096-234-0272

(担当:地域振興課 ☎096-234-1154)



▲町公式ウェブサイト

中小企業者向け各支援制度について

事業運営に影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、県において以下の特別資金が創設（追加）されました。

それを受け、町では独自支援策として、県の特別資金に係る利子補給補助金制度を設けました。

県が新たに創設（追加）した特別資金

- ①金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠）
- ②金融円滑化特別資金
（セーフティネット保証対応枠〔令和8年熊本地震分〕）
- ③小規模事業者おうえん資金（令和8年熊本地震分）

町が新たに追加する支援策

町内中小事業者の皆様への支援を強化するため、左記特別資金の「利子」について、町では、独自支援策である「緊急支援資金利子補給補助金」制度を設けました。左記特別資金を活用された事業者の方は、最大3年の補助を受けることができます。

中小企業向け各支援制度の相談受付

▶県の特別資金について
県商工振興金融課
☎096-333-2314

▶利子補給補助金について
町地域振興課
☎096-234-1154



▲町公式ウェブサイト

※本紙に掲載した支援制度の情報は、令和8年8月24日(月)現在で決定しているものです。
今後、お知らせすべき支援情報は随時は、「@infocanal(防災アプリ)」や町公式ウェブサイトなどでお知らせするとともに、『広報こうさ』や組回覧などでもお知らせする予定です。

令和8年熊本地震の情報はここから



@InfoCanal

「@infocanal」(防災アプリ)
緊急情報をはじめとした町からの
お知らせをいつでもどこでも確認
でき、配信された情報を後から確
認することもできますので、ぜひ登
録をお願いします。



ウェブサイト

町公式ウェブサイト「震災情報まとめ」
今までに町からお知らせした令和8年
熊本地震に関する情報を、町公式ウエ
ブサイトに集約し掲載しているページ
です。

甲佐町独自!!

物価高騰対策支援

8月号でもお知らせした甲佐町独自の物価高騰対策支援について、今回は、物価高騰の影響を受けている農家等や事業所の負担軽減と事業継続を支援するためのメニューを用意しました。内容をご確認いただき、対象となる方はぜひご活用ください。



物価高騰対応農業者応援金

農家の方

物価高騰の影響を受け、農業経営に支障をきたしている農家等へ支援金を交付します。

対象者

本町に住所を有する個人農家または町内に本店もしくは主たる事業所を有する農業法人で、令和7年中に48万円以上の農業収入があり、税申告を行った者

支援内容

- ・個人農家 — 「6万円」
- ・農業法人、認定農業者、認定新規就農者 — 「12万円」

申請受付期間

9月17日(木)～11月30日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

提出書類

個人農家の場合

※印かんを持参ください

- ☐ 申請書兼実績報告書(9月15日の全戸配布にて配布します)
 - ☐ 誓約書兼同意書
 - ☐ 請求書(9月15日の全戸配布にて配布します)
 - ☐ 令和7年分確定申告書第1表の控えまたは令和8年度分住民税申告書の写し
 - ☐ 上記申告書に係る収支内訳書の写し
 - ☐ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
 - ☐ 開業届の写し
- (令和7年1月1日以降に開業し農業収入が48万円未満の方または令和8年1月1日以降に開業した方)

9/17(木)
受付開始!!

法人の場合

※代表者印を持参ください

- ☐ 申請書兼実績報告書
 - ☐ 誓約書兼同意書
 - ☐ 請求書
 - ☐ 直近の法人税申告書別表1および別表4の写し
 - ☐ 上記申告書に係る収支内訳書の写し
 - ☐ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
 - ☐ 法人設立申告書の写し
- (令和7年1月1日以降に設立し農業収入が48万円未満の法人または令和8年1月1日以降に設立した法人)

お問い合わせ先 ▶ 町農政課 096-234-1176



物価高騰対応事業者応援金

事業者
の方

中東情勢に伴う物価高騰の影響を受け、経済的負担が増大している町内事業者に支援金を交付します。

対象者

町内に事業所を有し、事業を営む個人で、令和7年中の事業収入が48万円以上の者
町内に本社、支社などの事業所を有し、事業を営む法人で、令和7年中の事業収入が96万円以上の者
※町税等に滞納がないこと等が要件（詳細は町公式ウェブサイトに掲載）
※令和8年1月1日以降に開業した事業者は、別途下記お問い合わせ先までご相談ください。

支援内容

- ・個人事業者 — 「6万円」
- ・法人事業者 — 「12万円」

申請受付期間

9月17日(木)～11月30日(月) 受付時間：午前9時～午後4時
※土・日曜日、祝日を除く

提出書類

個人事業主の方 ※印かんを持参ください

- ☐ 申請書兼請求書
- ☐ 誓約書兼同意書
- ☐ 申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類（受信通知等）※確定申告の場合
- ☐ 令和7年分確定申告書第1表の写しまたは令和8年度分住民税申告書の控えの写し
- ☐ 申告書に添付された収支内訳書の写し
- ☐ 本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ☐ 本人確認書類（運転免許証など）の写し
- ☐ 税務署に提出した開業届の写し（※）

※令和7年1月1日以降に開業し、かつ事業収入が48万円未満の事業者、または令和8年1月1日以降に開業した事業者の場合

法人の方 ※代表者印を持参ください

- ☐ 申請書兼請求書
- ☐ 誓約書兼同意書
- ☐ 申告書が税務署に収受されたことが確認できる書類（受信通知等）
- ☐ 令和7年1月1日以降の事業期間に係る法人税確定申告書別表第1の写し
- ☐ 令和7年1月1日以降の事業期間に係る甲佐町法人町民税確定申告書の写し
- ☐ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- ☐ 甲佐町に提出した法人設立申告書の写し（※）

※令和7年1月1日以降に設立し、かつ事業収入が96万円未満の法人、または令和8年1月1日以降に設立した法人の場合

申請窓口

甲佐町物価高騰対応事業者応援金 特設申請窓口

（町役場1階 会計課横に開設予定）※窓口の場所は変更になることがあります。

お問い合わせ先 ▶ 甲佐町物価高騰対応事業者応援金 特設申請窓口 専用ダイヤル

096-234-8201 [9月10日(木)から開設（平日8:30～17:00）]

※問い合わせが多くなると、つながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。

9月10日以前のお問い合わせは、町地域振興課（096-234-1154）までお願いします。

詳細や申請様式などは町公式ウェブサイトに掲載していますので、申請前にご確認ください。



災害対応の関係で上記内容が変更になる場合があります。変更点がありましたら InfoCanal（防災アプリ）でお知らせします。



健康だより

災害後の心と体のケアを大切に

地震発生からこれまで、日々の生活を送る中、知らず知らずのうちに緊張やストレスが積み重なっていませんか？災害後は、大きなショックや環境の変化により、心や体にさまざまな不調が表れやすくなります。それは「おかしい」ことではなく、だれもが起こりうる自然な反応です。ご自身やご家族の心と体のサインに気付き、早めに対処していきましょう。

●心や体に表れやすい症状

災害後のストレス反応は、時間差で表れることもあります。次のような症状が見られたら、無理せず休養を取りましょう。

【心の変化】イライラする、気分が落ち込む、不安が消えない、何もする気が起きない、当時の記憶が突然よみがえる、眠れない、など

【体の変化】頭痛やめまいがする、食欲がない、^{どうき}動悸がする、疲れやすい、肩こりや腹痛が続く、など

その他、子どもに起こりやすい変化として、大人のそばを離れない、よく泣く、聞き分けが悪くなるなど、赤ちゃん返りのような様子が見られることもあります。

●自身の心と体を守るため日常でできる対処法

①一人で抱え込まない つらい気持ちや不安を、家族や信頼できる人に話してみましょう。言葉にすることで気持ちが軽くなることがあります。

②十分な休息と睡眠 体が疲れていると、心も回復しにくくなります。

くくなります。できる限り睡眠をとり、横になる時間を作りましょう。

③情報との適度な距離 災害に関するニュースやSNSを長時間見続けると、不安が強まることがあります。情報を得る時間を決め、心穏やかに過ごす時間を作りましょう。

④生活リズムを整える できる範囲で規則正しい食事を取り、軽いストレッチなどで体を動かしましょう。

子どもに接する際は、お子さんの話をよく聞いたり、家族と一緒にいられる時間やスキンシップを増やしたりしてみましょう。ご家族の心の健康を保つことがお子さんの安心感にもつながりますので、大人がリラックスする時間を持つことも大切です。

●一人で悩まず、まずはご相談ください

「これくらいで相談していいのかな」と遠慮する必要はありません。専門の相談員が、気持ちを和らげるお手伝いをします。一人で抱え込まずにご相談ください。

▶県精神保健福祉センター「こころの健康相談電話」

☎096-386-1166

・相談受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く

●お問い合わせ先

町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

☎096-235-8711

Fitness

甲佐町フィットネスセンター

「元気に再始動！

フィットネスセンターから始まる、秋の健康づくり」

7月に発生した熊本地震により、当フィットネスセンターも一時休館を余儀なくされ、約1か月間にわたり利用者の皆様には大変なご不便とご心配をおかけいたしました。

今月の講師



那須 賢志さん
(健康運動指導士)

皆様の安全確認と施設・設備の点検を終え、通常通り営業を再開しています！

▶9月ご利用の方全員に

「1回無料利用券」をプレゼント！

営業再開を記念して、今月中にご来館いただいた方全員に、「1回無料利用券」を配布いたします（1人1回限りです）。

日常を取り戻し、さらに健康で生き生きとした毎日を送るためのパートナーとして、また笑顔と活気が戻ってくることをスタッフ一同、心より楽しみにしています。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください！



▲多くの皆様のご利用をお待ちしています！

●お問い合わせ先

町フィットネスセンター
(町総合保健福祉センター内)
☎096-235-8712

スマイル

わが家の「笑顔」を紹介します

赤ちゃんの笑顔 募集中！

未就学児のお子さんの
笑顔を広報紙に掲載しま
せんか？応募期限は
毎月7日まで。
ご応募お待ち
しています▶



■お問い合わせ先
町企画課
☎096-234-1115

見本



広報 こうさ ちゃん（1歳）
お父さんの名前
お母さんの名前（〇〇区）
1歳になりました！
みんな大好きだよ！

今回はご応募がありませんでした。

見本のように、お子さんの写真と
メッセージを掲載します。

引き続き、みなさんからの
ご応募をお待ちしています！

9月・10月の保健活動

●会場 町総合保健福祉センター

+4か月児健診

9月17日（木） 午前10時
10月15日（木） 午前10時

+7か月児健診

9月17日（木） 午前9時30分
10月15日（木） 午前9時30分

+11か月児健診

9月17日（木） 午前9時
10月15日（木） 午前9時

+1歳6か月児健診

9月8日（火） 午後1時

+すくすく2歳児子育て相談

10月16日（金） 午前9時20分

+3歳児健診

9月8日（火） 午後1時10分

+5歳児健診（白旗地区）

10月27日（火） 午後1時10分

※健診などの日時は変更となる場合があります。対象の方に個別にお送りする通知を必ずご確認ください。

● 9月の子育て支援カレンダー

●甲佐町子育て支援センター（竜野保育園内） ☎096-234-0305

2日（水）	身体測定（身長・体重）
4日（金）	お散歩
7日（月）	積み木遊び
9日（水）	親子で読書
11日（金）	園庭遊び
14日（月）	ブロック遊び
16日（水）	おやつ作り（要予約）※
18日（金）	敬老の日のプレゼント作り
25日（金）	風船遊び
28日（月）	製作
30日（水）	ボール遊び

※要予約の活動は、1週間前までに予約をお願いします。

育児相談（電話・面接） 月～金曜日 午前9時30分～午後4時

体験保育 月・水・金曜日 午前9時30分～正午

● 9月の町内休日当番医

月 日	当番医	電話番号
9月6日	荒瀬病院	096-234-1161

● 9月の町内休日当番薬局

月 日	当番薬局	電話番号
9月6日	三恵薬局	096-234-3678

▶休日当番医が広域化されました

郡内の当番医については、15ページのイベントカレンダー
をご覧になるか、熊本日新聞の当番医一覧や上益城郡
医師会ホームページ、町公式ウェブサイトなどでご確認
ください。

●上益城郡医師会ホームページ

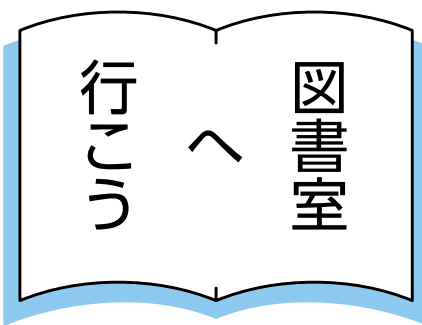


●日程は変更になる場合があります。最新情報は町公式ウェブサイトなどでご確認ください



▲手に取ってみたいくなるような本を集めています。ぜひご利用ください。

■本好きさんにおすすめ「きになる本、あつめました」コーナー
利用の方がよく言われるのが「一度読んで本なのにまた選んでしまう。好きな作家やジャンルを選んでしまいがちだから…」と。本好きさん「あるある」ですね。そんな利用者の方が新たなジャンルの本と



町生涯学習センター・図書室

☎ 096-234-2447 (内線331)

■開館時間 午前9時～午後5時

■休館日 毎週火曜
年末年始

■貸出冊数 1人5冊まで

■貸出期間 15日間



出合うきっかけになればと、ちよつと「きになる本」を集めてコーナーを作りました。小説は、時代物、恋愛物、社会派、ミステリーなどから、またドキュメンタリーや心理学、自然科学、雑学なども紹介しています。
■0歳児からのおはなし会について
図書室では、毎月第2木曜日に「0歳児からのおはなし会」を行っています。絵本の読み聞かせや、手袋人形、手遊びうたなど楽しい内容です。子育て中の保護者のみなさん、おじいちゃん、おばあちゃんも子どもたちとお気軽にご参加ください。
●日時
9月10日(木) 午前10時30分
●会場
おはなしのへや(甲佐町生涯学習センター・図書室内)

新着図書紹介

小説



海霧 - ジリー
馳 星周 著 / KADOKAWA

故郷の白老を飛び出し函館に流れ着いた青年・大樹は、岡村興業の若頭補佐・宮嶋が仕切る密漁で稼いでいる。一緒に暮らす老犬ジリを通して、犬好きのホステス・霧子と距離を縮めるが…。人と犬の命の絆が、深く心に染みる1冊です。



氷河期のゴミ
榎木 理宇 著 / 講談社

大手広告代理店のコネ入社を確約された大学生7人が毒殺され、同時刻、電力会社にも男が侵入し立てこもり事件を起こした…。時代にすべてを奪われてきた者たちの悲しい半生。理不尽な社会を描いた読み応えのあるミステリーです。



たぶん、恋しい
一穂 ミチ 著 / 新潮社

濃い味と濃い感情が苦手な2人が、それぞれ冷蔵庫に隠しているもの「わたしたちは平穏」、結婚生活の大半が単身赴任先で、定年前にやっと帰ってきた夫「あなた」など、感情のほころびに寄り添い、心を解放してくれる全6編の短編集。

一般書



性別違和に生まれて 父と子で綴った23年 松永正訓 著 / 中央公論新社
わが子が性別違和を訴えた。居場所を失い、すべてを投げ出そうとしたこともあった。その時、親と子は何を考えていたのか。実子が自分らしさを取り戻すまでの23年間を描いた渾身のルポルタージュ。深く考えさせられる1冊です。



ゼロからはじめる Instagram 基本&便利技 リンクアップ 著 / LIDDELL 株式会社 監修 / 技術評論社
Instagramの基本的な使い方や、ストーリーやリールの投稿テクニック、集客・販促に役立つビジネスでの便利な使い方、投稿を多くの人にみてもらう考え方などを、画面写真とともに分かりやすく紹介している役立つ1冊です。



犬と猫と暮らす人のための身近な有毒植物図鑑 井上 平太 監修 森 昭彦 植物監修 / メイツ出版
人には無害でも、動物にとっては有害…。園芸植物や庭木、山野草には、毒性を持つものが少なくない。愛犬と愛猫を守るために、アブナイ植物とその特徴、そして万が一の対処法などを場面ごとに分かりやすく紹介しています。

今回は、甲佐神社の赤星宮司に「立願（りゅうがん）参り」について寄稿いただきましたので、掲載させていただきます。

■ 安平区の「立願参り」

日本は春夏秋冬の四季があり、初夏のこの季節、緑川の水と豊かな自然に恵まれた我が甲佐町では、数地区で立願参りが行われます。

7月9日（木）に安平区の皆さんの参列で、田植えが終わり、今年の豊作を願う祭り「立願参り」が甲佐神社でありました。

宮司が祝詞（のりと）を奏上（そうじょう）し、神楽（かぐら）太鼓をあげ、続いて安平区長が代表して玉串（たまぐし）に願いを込めてみんなでお参りをされました。

立願参りは、みずみずしい若苗（わかなえ）を植えて、より良き稲の成長、台風・大雨、虫の被害に遭わないよう祈願して行われる神事（しんじ）です。

日本は古来より「瑞穂（みずほ）の国」とされ、産業は稲を植えることで始まっていることから、産業の発展、地域の繁栄を願います。

稲の豊作に願いをかけ、秋の収穫で願いを解き、自然の恵みに、また収穫に感謝の秋祭りを毎年10月9日に行う習わしです。



▲安平区の皆さんが参列して行われた甲佐神社での「立願参り」



▲青々とした稲が元気よく育つ安平区の水田

お問い合わせ先

町社会教育課

☎ 096-234-2447（内線327）

人権、心豊かに暮らすために

本年度の人権教育推進への基本方針を示す

「令和8年度町人権教育推進協議会総会」が開催

7月21日（火）町生涯学習センター・ホールで、町人権教育推進協議会（蔵田勇治会長）の令和8年度総会が開催。各関係機関の委員により議案審議が行われ、本年度の同協議会基本方針が示されました。

●町人権教育推進協議会基本方針（抜粋）
すべての町民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い差別のない、明るく住み良い地域づくりを目指す。

そのため、部落差別（同和問題）を人権教育の重要な柱と捉え、あらゆる人権問題の解決のために、さまざまな機会を通して人権意識を培い、差別意識の解消に向けた人権教育を推進する。

本町では、これまでも部落問題（同和問題）をはじめあらゆる差別を解消するための啓発活動に取り組んできているが、単に人権問題を知識として学

ぶだけではなく、身近な日常生活において、互いの人権を尊重する態度や行動をとることのできる人権感覚を養う必要がある。

インターネット・SNS等による誹謗中傷や、こどもの人権を侵害するいじめや虐待、家庭内から学校、職場など様々な場面における各種ハラスメント、性的指向・性自認に関する偏見等も深刻な社会問題となっている。

今後は、町民の日常生活の中での意識や行動に成果が表れるような啓発活動・研修等を実施し、広く町民に浸透させる取り組みを強化する必要がある。

この基本方針を基に、今年度も町の人権教育について推進していきます。

●お問い合わせ先

町人権教育推進協議会事務局
（町教育委員会社会教育課）

☎ 096-234-2447

業務の「ちょっと不便」を解決！ 「Google Workspace 活用講座」

■ Google workspace 活用講座

「資料の確認・共有・編集をもつとスムーズにしたい」、「会議の日程調整をもつと簡単にしたい」、「パソコンに保存したファイルを外出先でも使えたら」。今回の講座では、そんな「ちょっと不便」を解決してくれる「グーグルワークスペース（Google Workspace）」の基本をご紹介します。

「便利なのは分かるけれど、使い方が難しそう」という方もご安心ください。基本的な使い方から、実際の活用方法まで、日々の情報共有に役立つさまざまなツールに触れて、「こんなことができるんだ！」を体験してみませんか？

▼開催日時

9月16日（水）午後1時～3時

▼会場

町起業等応援施設「MEBKAS」

▼対象

どなたでも参加できます。

▼定員 15人

▼参加費 無料

▼準備していただくもの

・Wi-Fi接続可能なパソコン

・Googleアカウント

▼参加申し込み期限

9月9日（水）

次の二次元コードを読み込んで、お申し込みください。



●こんな方におすすめ！

・Google Workspace を使ったことがない人。また、使っているけれど、もっと便利に活用したい人
・ファイルや情報をみんなで共有したい人
・日々の仕事や活動を効率化したい人

・デジタルツールに苦手意識がある人
・ツールを上手に活用して、仕事や日常生活をもっと便利にしてみませんか。ぜひお気軽にご参加ください。

▼お問い合わせ先

町起業等応援施設「MEBKAS」

☎0969・24・8775

魅力発信！甲佐高校通信 vol.42

県立甲佐高校（甲佐町横田 327） ☎096-234-0041

夏休み前に交通ルールを再確認 スポーツフェスティバルで白熱の戦い

7月21日、夏休みを前に御船警察署の三浦交通課長を講師に迎え、交通講話を実施しました。

三浦交通課長が、高校生による自転車や自動二輪車の交通事故の現状や、実際に事故に遭われた方やご遺族の話をお聞きしながら、交通ルールを守ることや命の大切さについて説明。特に、自転車用ヘルメットについて「ルールだから着用するのではなく、自分の命や将来の可能性を守るために着用する」という言葉が印象に残り、生徒たちは交通安全への意識を高める機会となりました。

7月23日には、大雨の影響で延期

となっていたスポーツフェスティバル「ゼラニウムの陣（バドミントン競技）」を開催。午前は全員参加の混合ダブルス、午後は選抜チームによるダブルス・シングルのトーナメントを実施しました。厳しい暑さの中での勝負でしたが、熱中症対策を行いつつ、生徒たちは日頃の練習の成果を発揮し、熱戦を繰り広げました。また、自分の試合だけでなく、団を超えて互いに声援を送り合う姿も見られ、会場は大いに盛り上がりました。夏休み前最後の学校行事として、生徒たちの真剣に競技へ取り組む姿が輝く1日となりました。



▲交通講話で講師に謝辞を述べる生徒代表（上）、ゼラニウムの陣で熱戦を繰り広げる生徒たち（下）

甲佐高校ホームページでも
高校ライフを発信中です▶



R8.9

イベントカレンダー



◀ 詳細はウェブサイト
でご確認ください。

日	月	火	水	木	金	土
8/30	8/31	1 行政区配達 (町総務課)	2	3 消費生活相談 (町福祉課)	4	5
6 曲 休日当番医 ・ さくら病院 (益城町) ☎096-286-8111 ・ 香田整形外科・内科 (嘉島町) ☎096-237-2811 ・ 荒瀬病院 ☎096-234-1161	7 法律・人権・行政 ・ 心配ごと相談 (町福祉課)	8 1歳6か月・ 3歳児健診 (町健康推進課)	9	10 消費生活相談 (町福祉課)	11	12
13 曲 休日当番医 ・ 益城中央病院 (益城町) ☎096-286-3151 ・ たなか内科・眼科 (嘉島町) ☎096-235-7235 ・ 榊田泌尿器科外科 医院(御船町) ☎096-282-6363	14	15 行政区配達 (町総務課)	16 認知症について の相談会と家族 のつどい (町福祉課) マイナンバーカード 夜間窓口(要予約) (町住民生活課)	17 消費生活相談 (町福祉課) 4か月・7か月・ 11か月児健診 (町健康推進課)	18	19
20 曲 休日当番医 ・ 野田医院(山都町) ☎0967-72-0307 ・ 砥川クリニック (益城町) ☎096-286-5770 ・ 小糸整形外科 (御船町) ☎096-282-0050	21	22	23	24 消費生活相談 (町福祉課)	25	26
27 曲 休日当番医 ・ 清水眼科(益城町) ☎096-289-0288 ・ 藤岡医院(御船町) ☎096-282-0405 ・ 嘉島さいとう内科 クリニック(嘉島町) ☎096-235-7773	28 口座振替日 (町税務課)	29 金婚夫婦表彰 (町総務課)	30 納期限 夜間窓口 (町税務課)	10/1 行政区配達 (町総務課) 消費生活相談 (町福祉課)	10/2	10/3

※ イベント等はやむを得ず中止・延期になる場合があります。

※ 休日当番医は変更になる場合がありますので、最新情報は上益城郡医師会ホームページなどでご確認ください。

9月から始まります 国民健康保険被保険者の個別健診

■本年度の個別健診のお知らせ

町では、住民の皆さまが健康診断をより受診しやすくなるよう、集団健診のみではなく、指定医療機関で受診できる個別健診を取り入れています。

対象者には、今月初旬に受診券を郵送します。期間中に都合の良い日程で、かかりつけ医などと相談しながら健康チェックを行えますので、ぜひご利用ください。

受診の際は事前の予約が必要です。で、指定医療機関へ直接お申し込みください。

●対象者

令和9年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者で、7～8月に実施した集団健診を受診しなかった人
※対象者には、今月初旬に受診券を郵送します。受診券が届く前に受診したい人は、町住民生活課にご連絡ください。

※受診券が送付された方でも、国保の被保険者資格がなくなった場合は、受診することができません。

●実施期間

9月1日（火）～12月31日（木）
※医療機関休診日を除く

●個別健診の診査内容

体格検査（身長・体重・腹囲・B M I）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など

※検査内容に、「がん検診」は含まれません。

●受診料

個人負担金 1300円

●町内の指定医療機関

・荒瀬病院（緑町331）

☎096・234・1161

・谷田病院（岩下123）

☎096・234・1248

・小犀迫医院（岩下96・1）

☎096・234・0165

このほか、町外（御船町、嘉島町、下益城郡美里町）の指定医療機関でも受診できます。町外の指定医療機関については、町公式ウェブサイトをご覧ください。町住民生活課にお問い合わせください。

●町公式ウェブサイト

「個別健診が始まります」▼

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113



令和8年熊本地震義援金の受付について

町では、この度の「令和8年熊本地震」にかかる災害義援金の受け入れを下記のとおり行っています。皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

●金融機関から振り込む場合（振込先）

- ・金融機関名 肥後銀行（ヒゴ）
 - ・支店名 甲佐支店（コウサ）
 - ・口座番号 普通預金 1370842
 - ・口座名義 「甲佐町災害義援金 甲佐町長 甲斐高士（コウサマチサイガイゲンキン）」
- ※肥後銀行（本・支店）の窓口からの振込手数料は無料となりますが、ATM などからは有料となりますので、ご注意ください。

●現金書留郵便でお送りいただく場合（送付先）

- 〒861-4696
 - 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
 - 甲佐町役場住民生活課 宛て
- ※封筒の表面の見やすいところに「救助用郵

便」と記載していただくことで、現金書留郵便物の料金が免除されます。

●持参する場合（義援金箱設置場所）

- ・設置場所 町住民生活課窓口
 - ・設置時間 平日の午前8時30分～午後5時
- ※大量の硬貨での持ち込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。

▶義援金の受け入れ期限

令和9年1月31日（日）

【お問い合わせ先】

町住民生活課 ☎096-234-1113

●町公式ウェブサイト

「令和8年熊本地震義援金の受付について」▶



地震で被害を受けられた方は 申請により国民年金保険料が免除されます

■令和8年熊本地震発生に伴う 国民年金保険料の免除について

令和8年熊本地震で住宅などの財産に一定以上の被害を受けた国民年金第1号被保険者は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。また、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることが出来ます。

お手続きについては、熊本東年金事務所または日本年金機構被災者専用フリーダイヤルへご相談ください。

●対象となる方

令和8年熊本地震で被災された被保険者、世帯主、配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅や家財などの財産について、その価格がおおむね2分の1以上の損害を受けた方

●免除期間

令和8年6月分から令和10年6月分
※令和7年度分（令和8年6月）、令和8年度分（令和8年7月から令和9年6月まで）、令和9年度分（令和9年7月から令和10年6月まで）
の免除サイクルごとに申請が必要です。

●必要書類と申請方法

・国民年金保険料免除・納付猶予申請書または国民年金保険料学生納付特例申請書

・被災状況届

申請については、町住民生活課または熊本東年金事務所へお問い合わせください。

詳しくは、日本年金機構ホームページ「令和8年熊本地震により被害を受けた皆さまへ」をご確認ください。

●日本年金機構ホームページ

「令和8年熊本地震により被害を受けた皆さまへ」▼



▼お問い合わせ先

・日本年金機構被災者専用フリーダイヤル

☎0120・808・678

・熊本東年金事務所

☎096・367・8144

（自動音声案内に従ってください）

・町住民生活課

☎096・234・1113

浄化槽設置の皆さんへ

浄化槽の法定検査を受けましょう！

浄化槽管理者には、浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。法定検査は、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は熊本県が指定した検査機関（公益社団法人熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査（浄化槽設置後の水質検査）※	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3～8か月以内に1回
11条検査（定期検査）※	浄化槽を設置している人	毎年1回

※7条検査と11条検査は浄化槽法で定められている検査です。

【お問い合わせ先】

- ・町環境衛生課 ☎096-234-1169
- ・公益社団法人熊本県浄化槽協会 ☎096-284-3355

熊本県生活排水
対策イメージ
キャラクター
「排水くん」▶



くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

あゆまつり・スポーツフェスタ
開催中止のお知らせ

本年10月に開催を予定していた「第75回あゆまつり」および例年3月に開催している「緑川スポーツフェスタ」は、これまで町民の皆様

に親しまれてまいりました。しかしながら、令和8年熊本地震により町内で甚大な被害が生じたこ

とを受け、被災された皆様の生活再建や町内の早期復旧を最優先に考え、実行委員会における審議の結果、今

年度の開催中止が決定されました。開催を心待ちにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒事情をご理解いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

甲佐町観光協会、緑川スポーツ

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

エスタ実行委員会（町地域振興課内）

☎ 096・234・1154

戸建て木造住宅耐震改修など
町が補助を行います

町では、町に所在する戸建木造住宅の耐震性向上の耐震改修などの工事等について支援を行っています。

▼対象となる住宅

次の要件をすべて満たすもの
・町内に存在する戸建木造住宅で、
現に住宅所有者の居住の用に供され
ているもの

・在来軸組工法、枠組壁工法または
伝統的工法によって建築された地
上階数が3以下のもの

・平成12年5月31日までに着工、ま
たは平成28年熊本地震により被災
したことが確認できるもの
・過去に同一事業への補助金の交付
を受けたことがないもの

▼対象者

・住宅の所有者

・税金などの滞納がない者

▼補助内容

①耐震改修設計・耐震改修工事一括
および建替え（設計・工事一括）
工事費補助

・昭和56年5月31日までに着工した
住宅または高齢者等が居住する住宅
補助対象工事費10分の9以内

（補助限度額157.5万円）

・昭和56年6月1日から平成12年5
月31日までに着工した住宅
補助対象工事費60分の53以内

（補助限度額132.5万円）

②耐震改修設計費補助

補助対象事業費の3分の2
（補助上限額20万円）

③耐震改修工事、建替え工事費補助
補助対象事業費23割以内
（補助限度額60万円）

④耐震シェルター工事費補助
補助対象事業費2分の1以内

（補助限度額20万円）

⑤耐震診断費補助

補助対象事業費10分の9
（補助限度額15万8千円）

▼申し込み期限

9月30日（水）

※土・日曜日および祝日を除く。

※予算の上限に達した場合は、受付

を締め切る場合があります。

※本補助事業を申請する場合は、町

建設課への事前相談が必要です。

▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎ 096・234・1183

危険ブロック塀等の安全確保
町が補助を行います

町では、道路に面し倒壊の危険性
が高いブロック塀などが、地震等の
発生により倒壊することによって起
こる人身事故の防止や避難経路の確
保を目的に、倒壊の危険性が高いブ

ロック塀などを撤去や、撤去後の安全なブロック塀などの設置に要する費用の一部を補助します。

▼対象となるブロック塀等

- ・ 次の要件をすべて満たすもの
- ・ 避難道に面していること
- ・ 道路（避難路）からの高さが80センチ以上のもの
- ・ 高さが60センチ以上のもの
- ・ 町が安全対策が必要と判断したもの

▼対象者

ブロック塀等の所有者で、税金などの滞納がない者

●補助内容

- ①ブロック塀等の撤去工事
補助対象となる工事費の3分の2または撤去するブロック塀等の長さ（メートル）×1万2千円のいずれか低い額（補助限度額20万円）
- ※フェンスの撤去費用は除く。
- ②ブロック塀等の設置工事
補助対象となる工事費の3分の2または設置するブロック塀等の長さ（メートル）×1万5千円のいずれか低い額（補助限度額15万円）

※ブロック塀等の撤去と併せて行う工事に限る。

▼申し込み期限

9月30日（水）

※土・日曜日および祝日は除く。
※予算の上限に達した場合は、受付

を締め切る場合があります。

▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183

毎年9月10日～16日は
自殺予防週間です

毎年9月10日～16日は、だれも自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺に対する正しい知識を得る「自殺予防週間」です。

自殺を防ぐためには、原因となるさまざまな問題を解決し、すべての人にとって「安心して暮らせるまちをつくる」が必要です。

1人で悩まずに、まずは、身近に相談できる人や相談窓口（フリーダイヤル・無料）にご相談ください。

▼電話相談窓口

・ #いのちのSOS

☎0120・061・338

・ いのちの電話

☎0120・783・556

▼子ども向け電話相談窓口

・ 子供のSOS相談窓口

☎0120・0・78310

・ 子どもの人権110番

☎0120・007・110

子ども・若者の笑顔のための
講演会を開催

不登校、引きこもり、発達障がい、非行、問題行動などの困難を抱える子ども・若者に対して、保護者や支援者がどのように関わり、寄り添うことができるのかを考える機会として、次のとおり講演会を開催します。

▼開催日時

9月12日（土）

午後1時～午後3時30分

▼会場

水俣市総合もやい直しセンター（もやい館）（水俣市牧ノ内3・1）

▼参加料 無料

▼演題

「子ども・若者の笑顔のために～児童養護施設の現場から～」

▼講師

社会福祉法人光明童園理事長、社会的養育総合支援センター光明童園センター長 堀 浄信 氏
会場参加は、定員100名で、オンライン参加も可能です。
電話または次の二次元コードから申し込みください。

▼申し込み・お問い合わせ先

県子ども・若者総合相談センター
☎096・387・7000



traffic safety		
事件・事故件数		
種 別	発生件数	
	7月	年累計
人身事故	1	5
物損事故	27	130
盗難など	0	5

7月31日現在

fire prevention		
出動火災件数		
種 別	発生件数	
	8月	年累計
家 屋	0	1
原 野	0	3
そ の 他	1	4
合計件数	0	8

8月15日現在

tax		
町税などの滞納処分（7月分）		
種 別	件数・金額など	
捜 索	0件	
差し押さえ件数	2件	
公 売 回 数	0回	
公 売 件 数	0件	
滞納処分関連収入	300,000円	

お知らせ

アイヌの方々からのご相談を受け付けています

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の日常生活でお困りのことについて相談を受け付けています。

相談専用電話（フリーダイヤル）

☎ 0120・771・208

相談受付日時

月～金曜日 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く

※相談無料、匿名可、秘密厳守

お問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

☎ 03・5777・1802

『熊本県男女共同参画相談室らいふ』のご案内

「男女共同参画相談室らいふ」は、性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口です。

生きづらさや人間関係、暴力などに悩む方のあらゆる相談をお受けします。まずはお電話ください（男性の相談も可。相談無料・秘密厳守）

相談先電話番号

☎ 096・333・2666
※土曜日の電話番号

☎ 096・355・2223

受付時間

・月～木～土曜日

午前9時30分～午後4時

・火曜日

午前9時30分～午後7時30分

お問い合わせ先

県男女参画・協働推進課

☎ 096・333・2287



みんなで協力して海ごみ削減を目指そう！

県では、海のプラスチックごみを減らすためにさまざまな啓発を行っています。みんなで協力して「今すぐできること」3点を守り、大切な海をきれいに保ちましょう。

● みんなで今すぐできること

①ポイ捨てしない

外に捨てられているごみは、水路や川を通じて海に流れ出し、回収が困難になります。

②片付けをする

自然界に流出して、さらに紫外線でマイクロ化してしまうと回収はほぼ不可能。特に大雨台風前に片付けをしましょう。

清掃活動への参加もお願いします。

③リサイクルする

県では、ごみを資源として循環させるサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進しています。

お問い合わせ先

県循環社会推進課

☎ 096・333・2277

国の教育ローンのご案内

「国の教育ローン」は、高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を固定金利（年4.05割〔令和8年7月1日現在〕）で利用でき、在学期間は利息のみのお支払いとすることができま。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索するか、コールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

・教育ローンコールセンター（日本政策金融公庫）

☎ 0570・008656

・（ナビダイヤル）

☎ 03・5321・8656

訪問購入に関するトラブルにご注意ください！

購入業者から「自宅に来て物品を買

い取る」と言われ、家に来てもらった強引に貴金属を買い取られたなどの相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう。買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断ることが大切です。

お困りの際は、甲佐町消費生活センターまたは、県消費生活センターまでご相談ください。

お問い合わせ先

・甲佐町消費生活センター

（老人いこいの家内）

☎ 096・234・3223

※毎週木曜日開設（木曜以外の平日も郡内4町で開設）

・県消費生活センター

☎ 096・383・0999

募集

宇城看護高等専修学校
生徒募集（一般入学試験）

宇城看護高等専修学校では、令和9年度の生徒募集（一般入学試験）を次のとおり行います。

募集人数

30名

応募資格

中学卒以上（令和8年3月中学・高校卒業見込みの者含）

▼願書受付期間

10月19日（月）～11月25日（水）

▼試験日時・会場

11月28日（土）

宇城看護高等専修学校

受付 午後0時30分～

学科試験 午後1時～

面接試験 午後2時30分～

▼合格発表

12月4日（金）

詳細は、お尋ねください。

▼お問い合わせ先

宇城看護高等専修学校

☎0964・33・7474

くらし安全

警察への各種相談は
専用電話「#9110」へ

警察では、防犯や交通、暴力団、家庭内の暴力や子どもの非行、ストーカーやDV（ドメスティック・バイオレンス）、事件や事故、銃砲の許可行政など、悩みや不安を感じている方々の相談に応じています。

相談は、窓口での直接相談、電話での相談のどちらでも結構です。警察への相談電話は、#9110（全国共通）をご利用ください（ダイヤ

ル回線の場合は☎096・383・0110）。

※緊急の事件・事故の場合は、「#9110」を利用せずに、

110番通報をお願いします。

警察安全相談室

（警察に対する相談全般）

#9110

☎096・383・9110

犯罪被害者支援室

☎096・381・0110

くまもと被害者支援センター

☎096・386・1033

性犯罪被害者の悩み・相談

☎096・384・1254

☎0120・8343・81

けん銃、覚せい剤等の情報・相談

☎096・384・4444

☎0120・10・3774

「電話で『お金』詐欺」相談ホットライン

☎096・381・2567

肥後つ子テレホン（少年に関する悩み・相談）

☎096・384・4976

☎0120・02・4976

熊本県暴力追放運動推進センター

☎096・382・0333

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110

竜野川流域水害対策計画（素案）への意見を募集します

竜野川流域において、河川等の整備、また雨水の流出抑制対策や土地利用等を含め、あらゆる関係者が協働して行う総合的な浸水被害対策を効果的かつ円滑に推進するため、令和7年7月に「竜野川流域水害対策協議会」を設立し、「竜野川流域水害対策計画」の策定に向けて協議を進めてきました。

このたび、「竜野川流域水害対策計画（素案）」を作成しましたので、地域の皆様からのご意見を反映させるため、パブリックコメント（意見募集）を行います。

●計画の閲覧方法

下記の閲覧場所が県ホームページから閲覧してください。

- ・熊本河川国道事務所
（熊本市東区西原1丁目12-1）
- ・県央広域本部
（熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）
- ・上益城地域振興局（御船町辺田見396-1）
- ・甲佐町役場（豊内719番地4）
- ・町民センター（糸田9-1）

※閲覧場所では、平日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧可能です（祝日を除く）。

●意見募集方法

閲覧場所に設置の意見箱への投函、熊本県ホームページ掲載のフォームから投稿、郵送

●意見募集期限

9月14日（月）午後5時15分

▶お問い合わせ先

- ・県土木部河川港湾局河川課 ☎096-333-2507
- ・県央広域本部工務管理課 ☎096-333-2795
- ・町建設課 ☎096-234-1183

●熊本県ホームページ

「『竜野川流域水害対策計画（素案）』に関するご意見をお聞かせください」▶



〔短歌〕

赤星延子 選

蘇る震度7度の大地震
自然の脅威見えぬ恐怖

吉永由紀子

大地震猛暑酷暑のわが町は
日本一の暑さ記録す

岡部 律子

猛暑や地震の不安続く日に
癒やすが如く白ゆり咲きぬ

内田乃武子

狭き庭一輪の花咲きをりて
卓に飾れば主役となりぬ

緒方 明美

突然の地震の怖さ語りかけ
けなげに咲きし庭の日扇

赤星 延子

■お問い合わせ先 町教育委員会公民館事務局
☎096・234・2447 (内線321)



〔肥後狂句〕

北川直美 選

寝転んで

日本の夏は青畳

広田みどり

寝転んで

落ちた天井眺めつつ

志垣 光

寝転んで

テレビチャンネル手離さん

平井やよい

寝転んで

介護のモデルやってみた

光永 六

寝転んで

再放送の西部劇

井元あざみ

寝転んで

節約おかず考える

日高 美里

寝転んで

夏の楽しみ甲子園

上田 梅清

寝転んで

舞台挨拶思案中

北川 直美

ひとの動き

7月11日(土)～8月10日(月)届出

お誕生

住 所	氏 名	性別	保護者
西寒野	向山 仁瑚	女	棕 太
ほか1人			

ご結婚

今月の届出 1組

お悔やみ

住 所	氏 名	年齢	世帯主
白 旗	本田 邦一	92	禊 子
仁田子	松井 艶子	95	艶 子
西寒野	水足 輝子	93	輝 子
田 口	喜田佐智子	97	佐智子
横 田	三浦 幸子	91	幸 子
ほか6人			

ふるさと甲佐 応援寄附金

▶ご寄附いただいた皆様

お名前	ご住所
・村上 茂樹様	熊本県
・山中 隆平様	東京都
・丹羽 功様	大阪府
・松川 國秋様	東京都
・北岡 正明様	京都府
・藤田 裕人様	愛知県
ほか多数	

■お問い合わせ先

町地域振興課

☎096-234-1154

ふるさと納税の
詳細はこちらを
チェック!▶



「広報こうさ」ア
ンケート実施中!
ご協力をお願いし
ます▶



Let's make health

甲佐の野菜で作ってみよう!

甲佐風石垣団子

レシピ提供: 料理研究家 沼田峰子さん(北原区)



【材料】(12個分)

サツマイモ …… 2本(約300g)
中力粉 …………… 200g
砂糖 …………… 大さじ5
塩 …………… 2つまみ
ベーキングパウダー …… 小さじ1
ぬるま湯 …… 2分の1カップくらい

【作り方】

- ① サツマイモはよく洗い、皮は剥かずそのまま1.5cmの角切りにし、水に晒してアクを抜きましょう。
- ② ボウルに粉・砂糖・塩・ベーキングパウダーを入れ、よく混ぜ合わせます。
- ③ ②に水切りした①のイモを入れ、ぬるま湯を少しづつ加えていきます。こねないように、切るようにして全体を混ぜ合わせます。
- ④ アルミカップなどに③をスプーン2杯ぐらい入れ、湯気の上った蒸し器で15～18分ほど蒸します。
竹串を刺して何もついてこなければ出来上がりです。

ご存じですか?

秋といえばお芋さん! お芋さんといえば食物繊維。といえば便秘の改善ですよ。でもそれだけではありません。サツマイモに含まれるビタミンCは、レモンの約7倍もあるってご存じですか?

若返りや骨、歯を健康に保つことも期待できます。また、精神安定にも効果があるそうです。むくみがでたら「焼き芋」や「蒸し芋」など温かいものを食べることで改善が期待できます。でも、食べすぎには注意しましょう。

皆さんの「日常」が早く戻るように願いながら、今後も情報を届けていきます。
(三)

建への近道です。
昨年の豪雨災害も10年前の熊本地震も職員として対応に当たりましたが、災害のたびに思うことが、正確な情報を収集することがいかに大切かということ。避難場所や被害情報を把握することは、自分はもちろん、大切な人の命を守ることに繋がります。また、被災後に受けられる支援を把握して、すぐに行動にすることは、いち早い生活再建への近道です。

本号を含め、令和8年熊本地震の発生以降に発行している「広報こうさ」では、震災関連の各種支援情報を掲載し、被災された方の一歩でも早い生活復興のお役に立てるようお知らせしています。

編集後記

西 輝幸さん
Teruyuki Nishi

〔上豊内区〕

老舗和菓子店・池田製菓舗の後継者。小学2年生の娘と2人暮らし。休日は所属する「ZERO 熊本ソフトボールクラブ」のピッチャーとして練習や試合などで汗を流す。

甲佐の伝統の和菓子の味 老舗の暖簾と志を受け継ぐ

「今までお店で大切に守り続けられた味、皆さんに愛されてきた味を守りたい」と話すのは、老舗和菓子店・池田製菓舗の西輝幸さん（35）。1年ほど前に甲佐町に移住

し、同店の作業場の2階に住み込みで、和菓子作りの修業を積んでいる。

御船町の出身で、甲佐高校に進学。町内でアルバイトしていた際、甲佐の人の温かみ

に引かれ「今度は自分が恩返ししたい」と甲佐での就職を希望し、高校卒業後、池田製菓舗で1年働いた。一度は店を離れたが、その後も交流の続いていた店主の池田実さんから声を掛けられ、今度は「跡取り」として同店での修業が始まった。「声を掛けていただいたときは嬉しかったが、娘を養いながら修業がで

きるかプレッシャーも迷いもあった。でも、実さんの周りを包み込むような人間性に引かれ、やってみようという決心がつきました」と西さんは笑顔で当時は振り返る。

「実さんいわく、5年修業してやっと職人として一人前」。小さいころから和菓子は好きだったが、料理はあまりしてこなかったという西さん。今では、お店の看板商品「井戸江峡まんじゅう」や「マシュマロ」作りはひととおりできるようになった。それも池田さんの指導の仕方にポイントがあるという。「師匠というよりも第2の『お父さん』のような存在。和菓子作りを教わる時も厳しくというより、作ったものにアドバイスをしたりフォローをしたりしてくれる。そのやり方が自分にも合っていると感じる」と師弟関係も良好だ。

しかし、そんな西さんでも、難しいと頭をひねるのが、和菓子の命「あんこ」の仕込み。「気温や湿度、火の入れ方一つで仕上がりが全然違ってくるので、まだまだ経験値が足



和菓子製造の様子。美しく成形される「井戸江峡まんじゅう」（上）と柔らかすぎず切るのが難しいという「マシュマロ」。



りていません」と苦笑いするが、「お店伝統の味を楽しみにしているお客さんのため、質は落とせない」と跡取りとしての強い「志」も見せる。若い人にも喜ばれる新商品のアイデアや、イートインスペースの活用も検討中と話す西さん。「お店で守ってきた味、お客さんに愛されてきた味を守りながら、もっとたくさんの人にお店を知ってもらうため、新しいことにも挑戦していきたい」と池田製菓舗の明るい未来を見つめる。